

令和 5 年度諫早市農業委員会 第 2 回総会議事録

1 開催日時 令和5年5月26日(金) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (17人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員	1 番	池田つや子	2 番	久保 繁	3 番	中尾貞治
	4 番	久本純造	5 番	立森和富	6 番	前田貞松
	8 番	松尾正晴	10 番	山口勇満	12 番	松本秀徳
	13 番	陣野昭則	14 番	山口廣三	15 番	澤久 進
	16 番	周防克己	17 番	池田武弘	18 番	野副栄治

4 欠席委員 (3人) 7 番 中川一範 9 番 長谷川 博 11 番 中島康範

5 付議事件

第1号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)承認の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願審議の件

第4号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件

第8号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 農地改良等届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 諸岡昌史 次長 増山義洋 主任 境田正文
主任 田中順子 事務職員 中山幸一

9 議事

(開会)

議長 これより、「令和5年度 諫早市農業委員会 第2回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、17名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、7番・中川一範委員、9番・長谷川博委員、11番・中島康範委員から欠席の届出があります。以上で、報告を終わります。

議長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議なしということですので、議事録署名人に1番・池田つや子委員、18番・野副栄治委員のご兩人にお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表(案)承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表」この議案第1号については、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、公表が義務付けられていることから、この総会で承認を受けた後、市と全国農業会議所のホームページで公表するものでございます。

それでは、議案第1号について説明いたします。1ページ目をご覧ください。令和4年4月1日現在の概要でございます。そのうち、耕地面積等については、農地利用状況調査の結果等をもとに記載しています。次に2ページ目をご覧ください。農地の集積として、現状と課題、目標、実績の順に記載しております。令和4年度の担い手への集積については、3,734ヘクタールの周縁集積目標に対し、3,745ヘクタールの実績でした。達成率は114.7%で、目標を上回ることができております。

続きまして、遊休農地の発生防止、解消について、現状と課題、目標、実績及び、調査の実施内容を記載しております。遊休農地を年間6.1ヘクタール解消するという目標に対して、6.15ヘクタールの遊休農地を解消し、目標を達成することができました。

次に3ページ目の中段をご覧ください。新規参入の促進についての現状と課題、目標、実績を記載しております。令和4年度は15.7ヘクタールの新規参入を目標にしておりますが、実績は40.5ヘクタールとなり、目標を達成することができました。

続きまして、4ページ目の中段をご覧ください。推進委員等が、最適化活動を行う日数目標として活動強化月間の設定と新規参入相談会への参加について目標と実績を記載しております。

続きまして、5ページ目の中段をご覧ください。目標の達成状況の標語について記載しております。成果目標と活動目標の達成状況に応じた点数により記載しております。

続きまして6ページ目です。事務の実施状況について記載されております。農地法第3条に基づく許可の事務で処理件数は85件ありました。農地転用に関する事務は、147件のうち、許可はございませんでした。違反転用への対応は従前からの0.2ヘクタールでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありました。何かご質問ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので議案第1号は承認することに決定をいたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について説明します。

1番、諫早地区、福田町の農地1筆、947㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,886㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

2番、小野地区、赤崎町の農地1筆、677㎡について、耕作に便利のため、交換する申請です。権利取得後の農地面積は25,440㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約6分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

3番、小野地区、赤崎町の農地1筆、679㎡について、耕作に便利のため、交換する申請です。権利取得後の農地面積は9,899㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

4番、小野地区、川内町の農地2筆、計945㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は1,342㎡です。トラク

ターや耕うん機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、長田地区、白浜町の農地1筆、274㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は14,727㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、多良見地区、多良見町東園の農地2筆、839㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は7,988㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地5筆、1,409㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は14,126㎡です。トラクターやトラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約20分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番と9番は譲受人が同一の案件ですので合わせて説明いたします。

8番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、42㎡、9番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、83㎡計125㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,815.32㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

10番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、624㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は11,865㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

11番、小長井地区、小長井町井崎の農地4筆、計1,459㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,596.55㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明を

お願いします。

委員 1 番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、売買する農地において年間を通し馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1 番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1 番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2 番から4 番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2 番、3 番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

4 番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、売買する農地において年間を通し馬鈴薯、白菜等の露地野菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 2 番から4 番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2 番から4 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2 番から4 番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5 番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5 番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、売買する農地において年間を通し玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 5 番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、6番と7番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通しみかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、売買する農地において年間を通しみかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 6番と7番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番と7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番と7番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、8番と9番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 8番と9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、売買する農地において年間を通し馬鈴薯、トマト等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 8番と9番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、10番と11番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周

辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、売買する農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 10番と11番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番と11番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番と11番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条第1項目的の売買適格証明願審議の件」を議題
(議案第3号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農地法第3条第1項目的の売買適格証明願審議の件」を説明します。

1番、小長井地区、小長井町田原の農地1筆、1,115㎡について、農業経営規模拡大を行うため、入札に必要な買受適格証明の願出があったものです。権利取得後の農地面積は8,059㎡です。トラクターや普通トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。なお、当該願出人が最高価買受(さいこうかかいうけ)申出人(もうしでにん)となり農地法3条の規定による許可申請書の提出があった場合、本証明願の内容と事情が異なると会長が認めたときを除き、許可することについても承認願います。なお当該申請を許可した場合については、報告事項として直近の農業委員総会にて皆様に報告いたします。以上です。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、入札する農地において年間を通し空心菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。
議 長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい
(議案第4号) たします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件についてご説明いた
たします。

1番、森山町唐比西の畑1筆 412㎡について、住宅用地(農家住宅)とする申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者は認定農業者であり、申請地について造成はなく現状のまま利用し、建物は木造二階建ての住宅を建設します。雨水については自然流下で水路に放流し、污水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明書で確認しております。以上で説明終わります。

議 長 議案第4号の説明がありましたので、1番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議のほどよろしく
お願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい
(議案第5号) たします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件についてご説明いた
たします。

1番、小野地区長野町の田3筆 計2,895㎡の農地について、資材置場及び駐車場用地とする転用申請で、追認とするものです。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は賃貸借権設定(1年)、農地の立地基準については、10ha以上広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可となりますが、周辺の地域において業務上必要な施設でかつ既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当しております。譲受人ですが、種苗・農業資材販売業を営んでおり、申請地は平成12年頃に園芸用等の資材置場や従業員用車両及び業務用トラックの駐車場として整備したもので、現在も利用されております。土地は現状のまま利用し、雨水については自然流下で水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、追加の資金は発生しません。農地法による許可なく、転用していたということで、顛末書の提出がなされております。

2番、小野地区長野町の田1筆 609㎡の農地について、資材置場及び駐車場用

地とする転用申請で、追認とするものです。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は賃貸借権設定（１年）、農地の立地基準については、１０ha以上広がりがある農地に隣接しているので第１種農地に該当し原則不許可となりますが、周辺の地域において業務上必要な施設でかつ既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当しております。譲受人ですが、農業資材等販売及び建設業を営んでおり、申請地は平成１２年頃に建築用資材や業務用車両の駐車場として整備したもので、現在も利用されております。土地は現状のまま利用し、雨水については自然流下で水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、追加の資金は発生しません。農地法による許可なく、転用していたということで、顛末書の提出がなされております。

３番、小野地区黒崎町の田１筆２４３㎡について、住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第２種農地に該当しております。申請地ですが、木造２階建の住宅を建築するものです。土地の造成は、整地程度とし擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

４番は、取り下げがなされておりますので、議案の方の削除をお願いします。

５番、高来地区高来町小峰の畑１筆５９５㎡について、このうち法面を除く有効利用面積が４９５㎡の農地について、住宅用地（一般住宅）とする申請です。契約内容は所有権移転（売買）となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第２種農地に該当しております。申請地ですが、土地は現状のまま利用し、木造平屋建ての住宅を建築するものです。雨水については自然流下で道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明書で確認しております。

６番、高来地区高来町小峰の田２筆１，８００㎡と併用地として隣接する用悪水路３４㎡について、資材置場及び駐車場用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は賃貸借権設定（２０年）、農地の立地基準については、第２種農地に該当します。本件ですが、４人の児童が同居する自宅前を事業所用地として使用しているため危険であることや、広域農道沿いの資材置場は金属類の盗難防止を目的として、今回の申請地が自宅近くでもあり管理もしやすいため申請するもの。造成計画は切土を最高１．６３ｍ施し、土羽整形し土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内に素掘りの側溝を整備し道路側溝へ、汚水等については発生いたしません。隣接する農地は無く、資金については通帳の写しで確認しております。

議長 議案第５号の説明がありましたので、１番から３番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 １番と２番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議

したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。3番は、以前と同じ場所でございます。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 賃借権1年というのは、なぜですか。

事 務 局 この長野町の農地についてですが現在長野町で進んでいる大型商業施設の予定地となっております。その準備を進める段階で、今回の農地の追認の案件が発生しました。これに伴って今回申請をいただき、転用を行うものです。

議 長 これは20年以上経過しての追認じゃないんですか。

事 務 局 ここの一帯は、今度予定されている大型商業施設の予定地になっております。他の農地についても、転用の申請が上がってくる予定でございます。1年としておりますのは、転用の申請が上がってくるタイミングが今年度ですので、とりあえず1年間の賃貸借としまして、この土地については、違反転用のままになっておりますので、他の農地の転用が上がってくる前に、追認ということで、許可をしていただいて、合わせていこうということで今回提出いたしております。

議 長 わかりました。1番から3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番と6番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

6番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」についてご説明いたします。

1番、小野地区、長野町、川内町の農地2筆、4,836㎡について、引き続き農

業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

2番、小野地区、赤崎町の農地2筆、4, 552㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

3番から4番は借受人が同一の案件です。

3番、小野地区、小野島町の農地4筆 6, 995㎡、4番、小野地区、小野島町の農地5筆、11, 225㎡、計9筆 18, 220㎡について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

5番、小野地区、小野島町の農地1筆、1, 697㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、飼料作物、大豆、アスパラガスの生産を主体に経営されています。

6番、小野地区、小野島町の農地2筆、5, 034㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

7番から8番は借受人が同一の案件です。

7番、小野地区、小野島町の農地2筆 6, 491㎡、8番、小野地区、小野島町の農地1筆、995.41㎡、計3筆 7, 486.49㎡について引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦、飼料作物の生産を主体に経営されています。

9番、小野地区、川内町の農地1筆、1, 267㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借20年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

10番、有喜・飯盛地区、早見町、飯盛町後田の農地6筆、9, 209㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、人参、馬鈴薯、水稻の生産を主体に経営されています。

11番から12番は借受人が同一の案件です。

11番、長田地区、西里町の農地1筆 1, 844㎡、12番、長田地区、西里町の農地2筆、1, 205㎡、計3筆 3, 049㎡について引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

13番、長田地区、長田町の農地1筆、788㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

14番、中央干拓地区、中央干拓の農地8筆、154, 222㎡について、連作障害対策で、農地の借り換えを行うため、賃貸借1年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、イタリアングラス、ソルゴーの生産を主体に経営されています。

15番、中央干拓地区、中央干拓の農地3筆、75, 372㎡について、連作障

害対策で、農地の借り換えを行うため、賃貸借1年で借り入れる新規の申出です。申出人は、飼料用作物の生産を主体に経営されています。

16番、中央干拓地区、中央干拓の農地5筆、127, 127㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借1年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

17番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、55, 387㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借1年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、レタス、馬鈴薯、水稻、玉ねぎ、の生産を主体に経営されています。

18番、中央干拓地区、中央干拓の農地6筆、172, 371㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借1年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、玉ねぎ、人参、ねぎ、生姜、キャベツの生産を主体に経営されています。

19番、中央干拓地区、中央干拓の農地6筆、177, 947㎡について、作障害対策で、農地の借り換えを行うため、賃貸借1年で借り入れる新規の申出です。

申出人は、玉ねぎ、人参、ねぎ、生姜、キャベツの生産を主体に経営されています。

20番、森山地区、森山町慶師野の農地2筆、1, 432㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

21番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、708㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

22番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、2, 311.07㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

23番、森山地区、森山町下井牟田の農地2筆、2, 400㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

24番、森山地区、森山町下井牟田の農地2筆、956㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

25番から26番は借受人が同一の案件です。

25番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆 2, 313㎡、26番、森山地区、森山町下井牟田の農地2筆 3, 573㎡、計3筆 5, 886㎡について引き続き農業経営を行うため、賃貸借20年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

27番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、363㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、の生産を主体に経営されています。

28番、飯盛地区、飯盛町後田の農地16筆、12, 818㎡について、法人と

して就農を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

29番、飯盛地区、飯盛町後田、飯盛町上原の農地2筆、3,077㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、大根、人参の生産を主体に経営されています。

30番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、2,483㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

31番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,620㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

32番、飯盛地区、飯盛町後田の農地9筆、6,356㎡について、引き続き農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、水稻の生産を主体に経営されています。

33番、飯盛地区、飯盛町中山の農地4筆、6,168㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

34番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、1,533㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借20年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

35番から36番は借受人が同一の案件です。

35番、高来地区、高来町三部壺の農地1筆 929㎡、36番、高来地区、高来町善住寺の農地1筆 1,853㎡、計2筆 2,782㎡について引き続き農業経営を行うため、使用貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、里いも、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

37番、高来地区、高来町東平原の農地3筆、4,532㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、飼料作物の生産を主体に経営されています。

38番、小長井地区、小長井町川内の農地1筆、1,387㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、施設野菜、露地野菜の生産を主体に経営されています。

39番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地1筆、166㎡について、耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

40番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、4,698㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

41番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2,037㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、蕎麦、馬鈴薯、ニンニクの生産を主体に経営されています。

以上、1番～41番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番から19番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から19番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から19番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の議案第6号の20番は、13番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、13番委員の退席を求めます。

(13番委員退席)

議 長 20番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、20番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、20番は、申出どおり許可することに決定いたします。

議 長 13番委員の入場を求めます。

(13番委員・入場→着席)

議 長 続きまして、21番から41番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、21番から41番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、21番から41番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第6号) 続きまして、関連がありますので、議案第6号の42番から48番、議案第7号

(議案第7号) 「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号の42番、小野地区川内町の農地1筆、2,361㎡を、議案第7号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、ミニトマトの生産を主体に経営するとのことで、今回、権利の設定を受けることにより新規就農に繋がります。

議案第6号の43番、森山地区森山町本村の農地1筆、1,903㎡を、議案第7号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の44番、森山地区森山町田尻の農地1筆、328㎡を、議案第7号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の45番、森山地区森山町本村の農地1筆、7,411㎡を、議案第7号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の46番、高来地区高来町泉の農地1筆、2,097㎡を、議案第7号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の47番、高来地区高来町平田の農地1筆、1,653㎡を、議案第7号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、ブロッコリー、キャベツ、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の48番、高来地区高来町平田の農地1筆、3,879㎡を、議案第7号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、キャベツの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第7号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区森山町慶師野の農地3筆、2,804㎡について、議案第7号の8番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年11か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区森山町本村、森山町慶師野の農地3筆、3,686㎡について、議案第7号の9番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年11か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区森山町本村の農地1筆、1,447㎡について、議案第7号の10番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間

は従前の貸借期間の残存期間である6年11か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区森山町本村の農地1筆、1, 595㎡について、議案第7号の11番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年11か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている高来地区高来町峰の農地1筆、2, 199㎡について、議案第7号の12番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ニンニクの生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である9年11か月となっています。

以上 第6号議案の42番から48番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第7号議案の1番から12番までの農用地利用集積促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上で、議案第6号及び議案第7号の説明を終わります。

議 長 議案第6号の42番から48番、議案第7号の1番から12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第6号の42番から48番を許可し、議案第7号の1番から12番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号の42番から48番を許可し、議案第7号の1番から12番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第8号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題
(議案第8号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号、地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件のご説明をいたします。本件は、地籍調査課が地籍調査を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。

内容につきましては、久山町の一部、久山台の一部久山第3の1地区で、市街化区域内の農地が2筆、調整区域内が116筆、合計118筆の内、農地から農地以外への変更が111筆、農地及び農地以外から農地への変更が7筆予定されています。

農地以外への地目変更が予定されているもので、許可不要案件を除く、転用履歴等が確認できなかったものについては、農地法の許可の確認が取れていないため、

一部の農地において農地法の手続きを要すると回答したいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長 議案第8号の説明がありました、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、地籍調査による農地地目の変更について、「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、地籍調査による農地地目の変更について、「異議がない」と意見することに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。小栗地区から1件、小野地区から1件、真津山地区から1件森山地区から1件合計4件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。中央干拓地区から3件、合計3件の通知が出ています。解約理由としては、全て交換耕作をするため、となっております。

報告第3号、「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。1番 真津山地区貝津町の畑1筆161㎡を住宅用地とする届出です。

報告第4号、「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番 諫早地区栄田町の畑1筆264㎡を宅地造成する売買の届出です。

2番 小栗地区平山町の畑1筆445㎡を住宅用地とする使用貸借権設定の届出です。

3番 多良見地区多良見町化屋の畑1筆87㎡を住宅用地とする贈与の届出です。

4番 多良見地区多良見町化屋の畑2筆266㎡を住宅用地とする贈与の届出です。

続きまして、報告第5号、「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番 高来地区高来町善住寺の畑1筆、196㎡の内60㎡に農業用資材置場を設置する届出です。

報告第6号、「農地改良等届書受理の件」についてご報告いたします。

1番 小野地区小野島町の田及び畑2筆761㎡について、水張りができないため嵩上げを行い、生産性を高めるため農地改良を行うものとなっております。改良後は、さつまいもを作付する計画となっております。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。
- 議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。
- お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。
- 議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。
- 第1号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 1件。
- 第2号 農地法第3条許可 11件。
- 第3号 農地法第3条許可第1項目的の買受適格証明 1件。
- 第4号 農地法第4条許可 1件。
- 第5号 農地法第5条許可 5件。
- 第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 48件。
- 第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 12件。
- 第8号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取 1件。
- 以上、審議件数は、全部で80件でございました。
- 以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。
- 委員さん方から何かご質問等はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。
- 事務局 事務局から申し上げます。先ほど議案第5号のところで4番について取り下げになったということでご説明をいたしました。理由といたしましては、排水計画の見直しが必要ということでの取り下げがなされております。以上です。
- 議 長 それでは、これをもちまして、令和5年度諫早市農業委員会第2回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____